香美町告示第１５１号　　　　　　　　　　　　　　　令和５年９月２０日公布

香美町消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、香美町消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、香美町補助金等交付規則（平成１７年香美町規則第３７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付目的）

第２条　この補助金は、香美町消防団員（以下「消防団員」という。）の準中型免許の取得及びＡＴ限定解除（以下「準中型自動車運転免許等取得」という。）に係る経費を補助することにより、消防団員の確保、育成及び災害現場等への迅速な出動を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　準中型免許　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「法」という

。）第８４条第３項に規定する準中型自動車免許をいう。

⑵　普通免許　法第８４条第３項に規定する普通自動車免許をいう。

⑶　ＡＴ限定解除　運転することができる自動車の種類が自動変速機付きのも

のに限定する条件が付されている普通自動車免許について、当該条件の解除

を受けることをいう。

⑷　教習所　法第９９条に規定する指定自動車教習所をいう。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する消防団員とする。

⑴　平成３年１１月１日以降に普通免許を取得した者のうちＡＴ限定解除を受ける者又は平成２９年３月１２日以降に普通免許を取得した者

⑵　所属する分団の分団長が推薦する者

⑶　車両総重量が３．５トン以上又は自動変速機付き以外の消防車両を有する分団に所属する者

⑷　準中型自動車運転免許等取得後、香美町消防団に５年以上在職し、消防団活動をすることを誓約する者

２　前項の規定にかかわらず、町税等町の徴収金を滞納している者は、補助対象者としない。

（補助対象経費）

第５条　補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が準中型免許の取得又はＡＴ限定解除のために要する次に掲げる経費とする。

⑴　教習所の入所に要する経費

⑵　教習所における自動車の運転に関する技能及び知識の教習（正規の教習時間に係るものに限る。）に要する経費

⑶　教習所に入所後初回に受ける修了検定及び卒業検定に要する経費

⑷　その他町長が必要と認める経費

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

⑴　準中型免許の取得　補助対象経費の合計額の２分の１以内の額とする。ただし、補助金の限度額は１０３，０００円とする。

⑵　ＡＴ限定解除　補助対象経費の合計額の２分の１以内の額とする。ただし、補助金の限度額は４８，０００円とする。

２　前項の規定にかかわらず、補助対象経費について、国、県等から別に補助を受ける場合は、当該補助を受ける額を控除するものとする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、香美町消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

⑴　法第９２条に規定する運転免許証（以下「運転免許証」という。）の写し

⑵　香美町消防団員準中型自動車運転免許等取得計画書（[様式第２号](https://www.city.asago.hyogo.jp/reiki/reiki_honbun/r166RG00001883.html#e000000168)）

⑶　誓約書（様式第３号）

⑷　教習所での準中型自動車免許等取得に係る経費の見積書

⑸　[前各号](https://www.city.asago.hyogo.jp/reiki/reiki_honbun/r166RG00001883.html#e000000110)に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（実績報告書の添付書類）

第８条　規則第１３条に規定する補助事業等事業実績報告書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　領収書の写し

⑵　取得した準中型免許又はＡＴ限定解除に係る運転免許証の写し

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、令和５年１０月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

香美町消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付申請書

年　　月　　日

香美町長　様

申請者　香美町消防団　　　　支団　　　　分団

住　所

氏　名

電話番号

香美町消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金の交付を受けたいので、香美町消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　円

２　補助対象経費　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　事業実施予定期間　　　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日

４　添付書類

　⑴　申請者名義の運転免許証の写し

　⑵　香美町消防団員準中型自動車運転免許等取得計画書（様式第２号）

　⑶　誓約書（様式第３号）

　⑷　教習所での準中型自動車免許等取得に係る経費の見積書

　上記のとおり、所属消防団員が補助金の申請をすることを推薦します。

　香美町消防団　　　　支団　　　　分団

分団長

様式第２号（第７条関係）

香美町消防団員準中型自動車運転免許等取得計画書

１　免許に係る取得費用の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　容 | 補助対象経費 | 摘　要 |
|  | 円 |  |
| 合　計 |  |  |

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

香美町長　様

申請者　香美町消防団　　　　支団　　　　分団

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

誓約書

　香美町消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を申請するに当たり、同要綱第４条第４号の規定により、準中型自動車免許等取得後、香美町消防団に５年以上在籍し、消防団活動をすることを誓約します。

　この誓約に反し、町長から補助金の返還を命じられたときは、香美町補助金等交付規則に基づき支給された補助金を直ちに返納します。